



第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2016年（平成28年）3月に策定した「奈良市地域包括ケアシステム基本構想」（以下「基本構想」という。）では、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年の構想期間の中で地域包括ケアシステムの推進を図る内容となっています。

第7期の介護保険事業計画においては、「基本構想」の考え方を踏まえ、「住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせるまち『奈良』をめざして」という基本理念を定めました。

第8期における基本理念を考えるに当たっては、さらに2040年（令和22年）を考慮する必要があります。

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けては、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。一方、見込まれる介護サービス利用者数は、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるものの、都市部においては2040年（令和22年）まで増え続けることが考えられ、状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える持続可能な人的基盤の確保が重要となります。

そのような中で、地域包括ケアシステムがめざす「地域共生社会」（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。）というコンセプトが益々重要になってきます。

このようなことから、基本的には第7期の理念を引き継ぎつつも、新たに「共生」というキーワードを加えた形で、次のような理念を本計画の理念として据え、中・長期的な視点に立って地域包括ケアシステムの構築をめざし、取り組むものとします。

住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる

安心と地域共生のまち『奈良』をめざして





■ 住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち

加齢に伴う心身機能、生活機能の低下を予防し、介護が必要な状態にならないよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組んでいます。

また、高齢者が自身の経験と知識を生かしながら、地域において様々な貢献活動に参加したり、多様な年代の人と世代間交流を図ったりするなど、地域とのつながりを保ちながら、自分らしくいきいきと暮らしています。

■ 住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち

地域における住民どうしの助けあいや支えあいのもと、医療、介護などの関係機関や団体が連携した包括的な支援のためのネットワークづくりが進み、高齢者を含む市民みんながふれあい豊かに暮らしています。

■ 住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち

ひとり暮らしになったり認知症や介護が必要な状態になったりしても、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度が安定的に運営されています。

また、保健、医療、介護サービスの充実が図られ、個人の尊厳が守られながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。

■ 地域の人がお互いに支えあい助けあう地域共生のまち

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換を図るとともに、個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援を図る『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換が求められています。





2 推進施策

2025年（令和7年）における要介護者数・要支援者数、介護保険料、日常生活圏域単位の65歳以上人口、認知症高齢者数、ひとり暮らしの高齢者数、そして必要となる介護人材の数の把握に努め、地域包括ケア「見える化システム」を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止などに資する取り組みを推進していくとともに、本市の地域包括ケアシステムの実現のための理念を前提に、本市のあるべき姿の実現をめざし、制度改革のポイントなどを踏まえながら推進すべき施策の柱を次のとおり設定します。

これらの推進施策に沿って、それぞれの地域の実情に応じ、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた支援やサービスが包括的に提供される地域づくりに向け、高齢者本人とその家族のほか、地域住民、関係団体、サービス提供事業所、本市がそれぞれの立場のもと、取り組んでいきます。

- 推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり
- 推進施策2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり
- 推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進
- 推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

3 推進施策にあたっての基本的な視点

（1）多様なサービス資源の充実

地域包括ケアシステムを構築するためには、多様な担い手による生活支援サービスや介護サービス、地域密着型サービス、地域支援事業の充実が必要です。特に、すべての高齢者を対象とした、介護予防の充実に取り組みます。

（2）地域づくりと、高齢者の地域参加の促進

高齢者が地域において様々な形で社会参加し、市民主体の支援活動の担い手として活動するとともに、互いに信頼して助けあえる人間関係を育むことなどを通じて、健康で暮らしていける地域づくりを推進します。

（3）包括的な支援体制づくり

福祉・医療・介護などの関係機関の連携を強化し、地域の高齢者を包括的・継続的にケアしていくネットワークの確立と強化を通じて、高齢者だけでなく、障害のある方や子どもなど、誰もが生まれ育った地域で安心して暮らすことができる包括的な支援体制の構築をめざします。

また、地域を指定して、地域包括ケアシステムのモデル地区とし、地域の実情に応じた介護サービス等の整備を推進する計画について検討します。



4 施策体系

推進施策	施策の方向	具体的な取り組み
1 生涯を通じた 健康・生きがい づくり	〔1〕 健康の保持・増進	(1) 健康に関する知識の普及・啓発 (2) 介護予防 (3) 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進
	〔2〕 生きがいづくりへの支援	(1) 高齢者の生きがい活動への支援 (2) 万年青年クラブ活動への支援 (3) 高齢者の就労支援 (4) シルバースポーツの普及
2 地域共生社会に向けた包括的な支援 体制づくり	〔1〕 高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり	(1) 介護予防・日常生活総合支援事業の推進 (2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 (3) 地域ケア会議の推進 (4) 家族介護者への支援の充実 (5) 地域みまもりサポート制度の構築 (6) 防火・防災・防犯対策の推進 (7) 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保
	〔2〕 地域福祉関係機関との連携体制	(1) 奈良市社会福祉協議会との連携 (2) 民生委員・児童委員との連携 (3) ボランティアとの連携
	〔3〕 地域包括支援センターの機能強化	(1) ネットワークの推進とコーディネート力の向上 (2) 地域包括支援センター職員の資質向上
	〔4〕 在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護に関する相談体制 (2) 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備
	〔5〕 認知症施策の充実	(1) 認知症に関する理解促進 (2) 認知症の人と家族への支援 (3) 認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進
	〔6〕 災害や感染症にかかる体制整備	(1) 災害への対策 (2) 感染症対策
3 高齢者の尊厳 への配慮と 権利擁護の推進	〔1〕 高齢者虐待防止への取り組みの推進	(1) 高齢者虐待防止ネットワークの推進 (2) 虐待防止のための啓発の推進 (3) 施設における虐待の防止
	〔2〕 高齢者の権利擁護の推進	(1) 判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護の取り組み (2) 生活困難な高齢者に対する支援 (3) 消費者被害防止対策の推進 (4) 権利擁護センターの設置
4 適切な介護サービスの提供と 質の向上	〔1〕 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 施設・居住系サービスの提供体制の確保
	〔2〕 サービスの質向上に向けた取り組み	(1) 介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施 (2) 介護サービスに関する相談体制の充実 (3) 介護従事者の育成・定着のための支援
	〔3〕 介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化	(1) 介護人材の確保 (2) 業務効率化の取り組みの強化
	〔4〕 介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実	(1) 介護給付適正化の推進 (2) 低所得者などへの対策の推進 (3) 介護サービスの普及啓発の充実